

総合口座

2019年5月7日現在

1 商品名	総合口座
2 販売対象	個人のみ（ただし、未成年の方は除きます。）
3 期間	期間の定めはありません。
4 預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	随時預入 1円以上 1円単位
5 払戻方法	随時払い戻します。
6 利息 (1) 適用金利 (2) 利払頻度 (3) 計算方法	毎日の店頭表示の普通預金利率を適用します。＜変動金利＞ （金利は店頭の金利表示板に表示しています。） 毎年3月と9月の当組合所定の日に支払います。 毎日の最終残高1,000円以上について、付利単位を100円とした1年を365日とする日割計算です。
7 手数料	キャッシュカードによる支払い等にあたっては、ケンシンカード規定に定める手数料を徴求することがあります。
8 付加できる機能 および特約事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 給与、年金、配当金の自動受取り口座、ならびに公共料金等の自動支払口座としての利用ができます。 ・ 自動振替による定期積金への預入ができます。 ・ 貸越金の担保となる定期預金の預入ができます。 ・ 定期預金の取扱いはそれぞれのものに準じますが、原則1年以上の自動継続（元金継続または元利継続）の取扱いとし、スーパー定期・変動金利定期預金・スーパーふくり・期日指定定期預金とし、預入金額を1万円以上とします。 ・ 貸越の限度額は定期性預金合計額の90%（千円単位）で200万円以内、貸越利率は担保定期預金の約定利率に0.5%を上乗せした利率です。定期預金が数口ある場合は、その利率の低い順序で担保します。 ・ マル優の取扱いができます。
9 中途解約時の取扱い	期間の定めはありません。 （担保となる定期預金については、それぞれの取扱いに準じます。）
10 その他参考とな	・ 利息には20.315%の税金がかかります。（国税15.315%・地方税5%）

商品概要説明書

<p>る事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1人1口座の取扱いとします。 ・ 預金保険制度の対象預金です。預金保険によって元本1,000万円とその利息が保護の対象となります。(当組合に複数の口座がある場合、それらの預金元本を合計して1,000万円とその利息が保護の対象となります。)
<p>1 1 苦情処理措置 ・ 紛争解決措置</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 苦情処理措置 ご契約内容や商品に関する苦情等は、お取引のある営業店または業務部にお申し出下さい。【フリーダイヤル】0120-745-530 受付日:月曜日～金曜日(祝日および組合の休業日は除く) 受付時間:午前9時～午後5時 なお、苦情等対応手続については、別途リーフレットをご用意しておりますのでお申し付けいただくか、当組合ホームページをご覧ください。 ホームページアドレス http://www.hiroshima-kenshin.co.jp ・ 紛争解決措置 東京弁護士会 紛争解決センター(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士 仲裁センター(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会 仲裁センター(電話:03-3581-2249)で紛争の解決を図ることも可能ですので、ご利用を希望されるお客さまは、上記当組合業務部またはしんくみ相談所にお申し出下さい。また、お客さまから前記弁護士会の仲裁センター等に直接お申し出いただくことも可能です。 なお、仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客さまもご利用いただけます。さらに、東京以外の地域のお客さまからの申立てについては、当事者の希望を聞いたうえで、アクセスに便利な地域で以下の手続を進める方法もあります。 ①移管調停:東京以外の弁護士会の仲裁センター等に事件を移管します。 ②現地調停:東京の弁護士会の斡旋人と東京以外の弁護士会の斡旋人が、弁護士会所在地と東京を結ぶテレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。 ※移管調停、現地調停は全国の弁護士会で実施しているものではありませんのでご注意ください。具体的内容は仲裁センター等にご照会ください。 【一般社団法人 全国信用組合中央協会 しんくみ相談所】 受付日:月曜日～金曜日(祝日および協会の休業日は除く) 受付時間:午前9時～午後5時 電話:03-3567-2456 所在地:〒104-0031 東京都中央区京橋1-9-1